



会長	副会長	理事	事務局
			 R2 子子保 第号 令和3年2月5日
			

一般社団法人仙台市医師会
会長 安藤 健二郎 様

仙台市子供未来局長 小林 弘美
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
小児慢性特定疾病医療受給者証の取扱いについて

日頃より、本市の医療福祉行政に対しご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、小児慢性特定疾病医療受給者証につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、受給者証の有効期間を1年間延長する取り扱いとしておりましたが、この度の厚生労働省通知（令和2年11月13日事務連絡）のとおり、令和3年度の更新申請につきましては、通常通り行うこととなりました。

つきましては、小児慢性特定疾病指定医宛てに、別添のとおりこのことを周知する文書をお送りいたしますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 令和3年度の小児慢性特定疾病医療受給者証の更新申請の実施について
2. 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて」（令和2年11月13日厚生労働省事務連絡）
3. 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取扱いについて」（令和3年1月14日厚生労働省事務連絡）

担当：子供保健福祉課母子保健係
電話：022-214-8189



16-8

小児慢性特定疾病指定医 各位

仙台市子供未来局子供育成部
子供保健福祉課長

令和 3 年度の小児慢性特定疾病医療受給者証の更新申請の実施について

日頃より、本市の医療福祉行政に対しご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、小児慢性特定疾病医療受給者証につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、受給者証の有効期間を 1 年間延長する取り扱いとしておりましたが、この度の校厚生労働省通知（令和 2 年 11 月 13 日事務連絡）のとおり、令和 3 年度の更新申請につきましては、通常通り行うこととなりました。

つきましては、ご多忙の中大変恐縮ではございますが、下記の内容につきましてご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1. 令和 3 年度一斉更新の対象者について

次の有効期間満了日の医療受給者証をお持ちの方については、令和 3 年 9 月 30 日で有効期間が満了します。令和 3 年 10 月 1 日以降の医療受給者証の交付を希望される場合は、更新申請が必要となります。

- (1) 受給者証の有効期間満了日が令和 2 年 9 月 30 日の受給者（1 年間の延長措置が終了する受給者）
- (2) 受給者証の有効期間満了日が令和 3 年 9 月 30 日の受給者

※有効期間満了日が令和 2 年 9 月 30 日の医療受給者証を持っている受給者のうち、すでに 20 歳の誕生日を迎えている方については、更新申請することができません。

2. 受給者には、更新手続きについてのご案内を、5 月下旬頃にお知らせする予定です。

3. 医療意見書およびその他必要な書類について

(1) 医療意見書について

医療意見書が疾病名（細分類病名）ごとに 1 枚規定されています。更新にあたっては、告示疾病名で診断の上、該当する医療意見書を作成いただく必要があるため、医療機関において、対象者の診断病名に合った医療意見書様式をホームページ ① からダウンロードしていただくようご協力をお願いいたします。

(2) 医療意見書に以下の書類を添付し、保険診療で算定してください。

《必ず添付するもの》

・療育指導連絡票・・・5月下旬頃各認定者に様式を送付いたします。(※)

《対象児童の状態により添付するもの》

・人工呼吸器等装着者申請書兼証明書

・・・5月下旬頃各認定者に様式を送付いたします。(※)

・成長ホルモン治療意見書・・・ホームページ(①)よりダウンロード願います。

ホームページ①

小児慢性特定疾病情報センターホームページ：<https://www.shouman.jp/disease/download>

※様式の送付前に、患者様から医療意見書の作成依頼があった場合は、仙台市ホームページより各様式をダウンロードいただけます。

仙台市ホームページ「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書等」：

<https://www.city.sendai.jp/kodomo-chiiki/download/bunyabetsu/ninshin/h28shorui/shoni.html>

4. 緊急事態宣言の対象となった地域における支給認定の取扱いについて

令和3年1月7日に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、厚生労働省から、緊急事態宣言の対象地域となった地域における支給認定の取扱いに関する通知(令和3年1月14日事務連絡)がありました。

当市は、現在該当地域とはなっていないため、取扱いについて変更はございませんが、緊急事態宣言が発令された際には、改めてご案内を送付いたします。

事務連絡
令和2年11月13日

各
都道府県
指定都市
中核市区
保健所設置市
児童相談所設置市

民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省

健康局 総務課
健康局がん・疾病対策課
健康局結核感染症課
健康局難病対策課
社会・援護局援護・業務課
障害保健福祉部精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等（下記に掲げるものをいう。以下同じ。）の取扱いについては、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第92号）、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について」（令和2年4月30日付け健発0430第3号・障発0430第5号厚生労働省健康局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）等により、同感染症の拡大防止の観点から、可能な限り、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに受給者証等の有効期間が満了する受給者を対象に、その有効期間を1年間延長する措置を実施したところです。

令和3年3月1日以降に受給者証等の有効期間が満了する受給者に係る支給認定等については、現下の国内の感染状況においては外出自粛要請等が行われていないこと、及び公費負担医療等の適正な給付を確保する必要があることを踏まえ、通常の手続により行うこととしますので、貴部（局）におかれては、その対応に遺漏のないよう、対象となる受給者、指定医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮をお願いします。

記

1. 法律に基づく公費負担医療等

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定
- 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）に基づく療養の給付等
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく自立支援医療費の支給認定
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）に基づく医療特別手当に係る健康状況届の提出
- 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく特定医療費の支給認定

2. その他の公費負担医療等

- 毒ガス障害者救済対策事業
- 被爆体験者精神影響等調査研究事業
- 肝炎治療特別促進事業
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
- 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
- 在宅人工呼吸器使用患者支援事業
- 特定疾患治療研究事業

以上

事務連絡
令和3年1月14日

各	都道府県 指定都市	難病対策担当課	御中
各	都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市	小児慢性特定疾病対策担当課	

厚生労働省健康局難病対策課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取扱いについて

日頃より、難病対策行政及び小児慢性特定疾病対策行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を可能な限り回避するため、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに受給者証の有効期間が満了する受給者を対象に、その有効期間を1年間延長する措置を実施する一方で、令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者については、公費負担医療の適正な給付を確保する必要があること等を踏まえ、通常の手続により行うこととしたところです。

今般、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、支給認定の取扱いについては、下記のとおりとしますので、対象となる受給者や指定医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮を引き続きお願いします。

また、在宅人工呼吸器使用患者支援事業及び特定疾患治療研究事業についても同様の取扱いとしますので、併せて関係者への周知等をお願いします。

記

1. 緊急事態宣言の対象となった地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、受給者が医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができないことも想定される。

このような理由により、受給者証の有効期間中に支給認定の申請ができない場合においては、当該申請が行われるまでの間は現行の支給認定を有効とみなして医療費助成の対象とする、又は診断書等を後日提出としたうえで申請を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

2. その他の地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、申請のために圏域を跨いで上記1の地域の医療機関を受診する必要がある場合には、上記1を参考に、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。